



平成24年度

第12回特許中級セミナー

—大学が米国特許を巧く取得するには—

昨年改正された米国特許法は、大学や研究者の特許出願しやすい制度が盛り込まれています。本セミナーではそれを効果的に活用する実務を中心に説明いたします。また、研究内容につき適切に米国特許を取得するために参考になる最近の米国裁判例等についてもご紹介します。

- ◆ 開催日 : 平成25年1月17日(木) 15:00-17:00
- ◆ 場 所 : 名古屋大学(東山キャンパス)
インキュベーション施設1Fプレゼンテーションルーム
- ◆ 主 催 : 名古屋大学 産学官連携推進本部 知的財産部
- ◆ 講 師 : 石原 啓策(副代表 弁理士 名古屋国際特許業務法人)
- ◆ プログラム
 - 米国の特許法改正の影響について(120分)
 - 1)改正米国特許法の運用状況
改正法下の先願主義に関する規則等のご紹介
 - 2)最近の米国裁判例および米国特許トピックのご紹介
2012年に出された米国裁判例、トピックをご紹介します。
 - 3)米国の仮出願制度の活用について
大学による仮出願制度の活用
 - 4)質疑応答
- ◆ テキスト: 当日会場でお渡しします。
- ◆ 定 員: 30~50名
- ◆ 参加費 : 無 料
- ◆ お申込み方法
所属、職名、氏名、TEL、Emailをご記入の上、下記までお申し込みください。
Email: chizai@sangaku.nagoya-u.ac.jp

なお、お申し込み後、ご都合が悪くなった場合、ご連絡をお願いします。